

厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準の一部を改正する件

○厚生労働省告示第二百三十六号

厚生労働大臣の定める評価療養、患者申出療養及び選定療養（平成十八年厚生労働省告示第四百九十五号）第一条第一号の規定に基づき、厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成二十年厚生労働省告示第二百二十九号）の一部を次の表のように改正し、令和六年七月一日から適用する。

令和六年六月二十八日

厚生労働大臣 武見 敬三

改 正 後	改 正 前
<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>①④ (略)</p> <p>⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後(地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。)以降をいう。以下同じ。)当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。</p> <p>⑥⑩ (略)</p> <p>四 削除</p>	<p>第二 先進医療ごとに定める施設基準に適合する病院又は診療所において実施する先進医療</p> <p>一・二 (略)</p> <p>三 家族性アルツハイマー病の遺伝子診断</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 保険医療機関に係る基準</p> <p>①④ (略)</p> <p>⑤ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。</p> <p>⑥⑩ (略)</p> <p>四 末梢血単核球移植による血管再生治療</p> <p>イ 対象となる負傷、疾病又はそれらの症状</p> <p>慢性閉塞性動脈硬化症又はパージャール病(従来の内科的治療及び外科的治療が無効であるものに限り、三年以内に悪性新生物の既往歴を有する者又は未治療の糖尿病性網膜症である者に係るものを除く。)</p> <p>ロ 施設基準</p> <p>(1) 主として実施する医師に係る基準</p> <p>① 専ら循環器内科又は心臓血管外科に従事し、当該診療科について十年以上の経験を有すること。</p> <p>② 循環器専門医(一般社団法人日本循環器学会が認定したものを用いる。)又は心臓血管外科専門医(特定非営利活動法人日本胸部外科学会、特定非営利活動法人日本血</p>

管外科学会又は特定非営利活動法人日本心臓血管外科学会が認定したものをいう。）であること。

③ 当該療養について五年以上の経験を有すること。

④ 当該療養について、当該療養を主として実施する医師として五例以上の症例を実施していること。

(2) 保険医療機関に係る基準

① 循環器内科又は心臓血管外科及び麻酔科を標榜していること。

② 実施診療科において、常勤の医師が二名以上配置されていること。

③ 輸血を実施する部門が設置され、常勤の医師が配置されていること。

④ 細胞培養を担当する者が配置され、院内の業務において専任で細胞培養を実施していること。

⑤ 病床を二百床以上有していること。

⑥ 当直体制が整備されていること。

⑦ 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧ 二十四時間院内検査を実施する体制が整備されていること。

⑨ 医療機器保守管理体制が整備されていること。

⑩ 倫理委員会が設置されており、届出後当該療養を初めて実施するときは、必ず事前に開催すること。

⑪ 医療安全管理委員会が設置されていること。

⑫ 当該療養について五例以上の症例を実施していること。

⑬ 届出後（地方厚生局長等が届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月。以下「届出月」という。）以降をいう。以下同じ。）から起算して六月が経過するまでの間又は届出後当該療養を五例実施するまでの間は、一月に一回、地

五・六 (略)

七 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診

断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～⑥ (略)

⑦ 緊急の場合における手術を実施する体制（以下「緊急手術体制」という。）が整備されていること。

⑧～⑬ (略)

八～二十七 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～五十三 (略)

五十四 自家骨髄単核球移植による血管再生治療 包括的高度慢性下肢虚血（閉塞性動脈硬化症を伴うものに限る。）

方厚生局長等に対し当該療養の実施状況について報告すること。

五・六 (略)

七 多項目迅速ウイルスPCR法によるウイルス感染症の早期診

断

イ (略)

ロ 施設基準

(1) (略)

(2) 保険医療機関に係る基準

①～⑥ (略)

⑦ 緊急手術体制が整備されていること。

⑧～⑬ (略)

八～二十七 (略)

第三 先進医療を適切に実施できる体制を整えているものとして厚生労働大臣に個別に認められた病院又は診療所において実施する先進医療

一～五十三 (略)

(新設)